

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 鈴木 貴 司

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名
廃タイヤ 別紙第1「内訳書」のとおり
- (2) 搬出場所 陸上自衛隊北千歳駐屯地
- (3) 搬出期限 代金納付の日から5日以内（令和8年9月30日（水）までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格審査申請において「物品の買受け」の「C」以上の資格を有する者
- (4) 別紙第4「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団排除関係業者として防衛省が発注する入札等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 現場確認をしている者

3 入札及び契約心得を示す場所

- (1) 陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 契約班
- (2) 北部方面隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場確認は、実施すること。なお、現場確認の際は、次に示す日程において、事前に調整のうえ確認すること。

令和8年8月5日（水）～8月31日（月）別紙第2「現場確認日程」のとおり

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊北千歳駐屯地 会計隊入札室
- (2) 日 時 令和8年9月3日（木）10時00分～（9時45分以降入室を可とする。）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札書の提出

郵便による入札を認める。郵便による入札の場合、件名を記入した内封筒に入札書を入れて封印し、「件名ほか〇件 売払入札書在中」と記載した外封筒に資格審査結果通知書の写しとともに入れて、**令和8年9月2日（水）17時までに北千歳駐屯地第323会計隊契約班に必着させること。**この際、電話にて担当者に到達の確認を行うこと。時間に遅れた入札書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加できる。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・電話・FAX等による入札
- (5) 入札開始時間に遅れた者による入札
- (6) 「暴力団排除に関する誓約」を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 現場確認をしていない者のした入札

9 契約条項

本契約は「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

10 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

11 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。又、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額10%に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 その他

- (1) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先する。
- (2) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。
また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (6) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (7) 入札に参加する者は資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (8) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

- (9) 入札者は次の文章を入札書下部余白に記載し、誓約を行うものとする。
「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (10) 再度入札が必要な場合は、直ちに行うものとする。ただし、郵便による入札があった場合は、別示する。
- (11) 入札等に関する問い合わせ先
〒066-0075 北海道千歳市北信濃724
陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 （担当：松川）
TEL 0123-23-2106 （内線 5341）
FAX 0123-22-1908 （直通）

13 公告掲示場所

- (1) 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
(2) 掲示期間 令和8年7月24日（金）～令和8年9月3日（木）

内訳書

区 分	規 格	1 本の重量 (kg)	数 量	小 計
夏	14. 00-20 18PR	96	1	96
夏	12R22. 5 16PR	70	44	3, 080
冬	12R22. 5 16PR	70	110	7, 700
夏	12R22. 5 14PR	70	39	2, 730
冬	12R22. 5 14PR	65	334	21, 710
夏	11. 00R20 16PR	60	2	120
冬	11. 00R20 16PR	60	59	3, 540
夏	11. 00R20 14PR	60	53	3, 180
冬	11. 00R20 14PR	60	49	2, 940
夏	315/80R22. 5	55	6	330
冬	315/80R22. 5	60	18	1, 080
夏	37×12. 50R17. 5 8PR	30	15	450
冬	37×12. 50R17. 5 8PR	30	141	4, 230
夏	900-20 14PR	30	5	150
夏	825-20 10PR	25	2	50
夏	215/85R18	20	41	820
冬	215/85R18	20	170	3, 400
夏	205/85R16	9	9	81
夏	195/60R15	7	12	84
夏	185/65R15	8	10	80
冬	185/65R15	8	14	112
雪上車	6. 00-9	10	10	100

1, 144 56, 063

重量合計 (kg)	56, 063
数量合計 (本)	1, 144

現場確認日程

8/1(土)	
8/2(日)	
8/3(月)	×
8/4(火)	×
8/5(水)	○
8/6(木)	○
8/7(金)	×
8/8(土)	×
8/9(日)	×
8/10(月)	×
8/11(火)	×
8/12(水)	×
8/13(木)	×
8/14(金)	×
8/15(土)	×
8/16(日)	×
8/17(月)	○
8/18(火)	○
8/19(水)	×
8/20(木)	○
8/21(金)	×
8/22(土)	×
8/23(日)	×
8/24(月)	×
8/25(火)	○
8/26(水)	○
8/27(木)	○
8/28(金)	○
8/29(土)	×
8/30(日)	×
8/31(月)	○

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び 役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でない こと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者 と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でない こと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社(会社法(平成17年 法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、イについて子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事 再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同 じ。)と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中 の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事そ の他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の 役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある 一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又(2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。